

令和3年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年4月1日（木）13時32分から14時17分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（17名）

会長 19番 原 心一

会長職務代理

委員	1番 水田 義郎	2番 平山 則雄	3番 横山 実男
	4番 森田 良彦	5番 岡田 修一	6番 堤 昭雄
	8番 宗石 和彦	9番 西村 広幸	10番 西岡 久
	11番 山崎 彰	12番 三木 克司	14番 鍵山 佳広
	15番 小松 和啓	16番 三谷 富重	17番 山内 茂
	18番 岡本 博臣		

4. 欠席委員（2名）

7番 森安 正 13番 上島 陽子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 下限面積の設定について
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号 農地法第5条の規定による届出取消について（報告）
第7号 農地法第4条の規定による届出について（報告）
第8号 農地法第5条の規定による届出について（報告）
第9号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第10号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 進
事務局次長 和田 小百合
事務局係長 川村 周作
農地主事 森本 宏
農地係長 公文 直樹

7. 会議の概要

開会（13時32分）

議長 すいません、時間をちょっと超過しましてすいません。今日は■さんがひとり見えてません。欠席の予定に入ってませんのでご報告しておきますが、時間がまいましたので、先に今日の会を行いたいと思います。

今日私もこっちへ来るときにですね、工科大の西側の桜が満開で、非常にきれいな桜になっておりました。それから杉田の方へ来たらどうかなと思ったら、杉田の方はだいぶ終わっていますね。こっちへ来るとですね、だいぶ終わっ

ちゅう木もばつぱつあってですね、ただ、工科大的桜が今満開で、一番の見頃じゃないかというふうに思います。非常に春めいてきて暖かくなって、農作業等についてはですね、大変こう忙しい時期を迎える時期となっていました。それぞれ、忙しいなか、本日お集まりいただきまして有難うございます。

それでは本日の会を進めてまいりたいと思いますので、資料に基づきまして、議案書の訂正がありまして、本日の議事録の署名人は鍵山委員、小松委員にお願いしますのでよろしくお願ひいたします。

なお、欠席届がですね、[] 委員と [] 委員から出ておりますのでご報告をさせていただきます。なお、[] 委員は脊椎狭窄症の手術をしてですね、本来ですと今日の会には間に合う予定やったけれども、今日はよう行かんので、すいません、5月からは出席できますのでという報告をいただいております。そういうことでお願いをしたいと思いますが、それでは資料の訂正からお願ひをします。

事務局

資料の訂正です。議案書の1ページ。議案第1号の農地法第3条の案件になります。申請番号4番ですが、こちらが事情によって取り下げになりましたので、もう斜線で引いていただきたいと思います。それだけです。以上です。

議長

それでは議案書に沿いまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議をしたいと思いますので事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷字下タ野地

59番1、地目は畑、面積は247m²、外1筆、計2筆で合計面積394m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,537m²、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は1で10a当たり888,324円で総額350,000円です。

続いて2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町松木字ヨコテ310番、地目は田、面積は148m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は6,428m²、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は2です。

続いて3番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町松木字カウメン田378番、地目は田、面積は1,150m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は32,746m²、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は3になります。

4番は取り下げとなりましたので続いて5番にまいります。

権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町朴ノ木字政所261番、地目は田、面積は535m²、外7筆、計8筆で合計面積が3,878m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は7,223m²、譲渡理由は高齢化、譲受理由は経営規模拡大、資料は5で10a当たり128,932円で総額500,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。

続いてですね、3条の3番のさらに補足をさせていただきます。譲受人の[]についての補足になります。[]は昭和53年3月1日に設立され、[]を所在地としております。事業の目的は農産物の生産、農産物の缶詰の製造及び販売、水産物の缶詰の製造および販売となっております。現在の経営農地は32,746m²で内訳は高知市一宮の借入地に24,947m²、南国市中谷、これは所有地になります7,799m²となっており、おもに筍、フキ、果樹を栽培しております。農地適格法人に該当するかについては農地法第3条の調査書の3番をお聞き下さい。中段の第2項第2号農業生産法人以外の判断の理由をご覧ください。法人は[]であり、組織形態要件を満

たしております。続いて法人は農産物の生産を営んでおり、事業要件を満たしております。それは農産物の加工、販売等の関連事業を含む売上高から過半であることを満たしているということになります。売上高については令和元年に9,334万3千円となってます。すいません、桁が多くなってよくわからなくなっています。法人の構成員の過半が事業に従事しており、また農業の常時従事者である総議決権の1/2を越して保有しているため構成員要件を満たしている。まず法人の構成員の過半が従事しておりってどこですが、法人員は4名で内3名が事業に従事しています。次に農業の常時従事者である構成員が総議決権の1/2を超える保有をしていることについては構成員2名が1/2以上の株を取得しているということです。法人の役員の1名以上が農業に常時従事しており、この役員要件を満たしている。これについては役員、構成員になりますが、原則年間150日以上農作業に従事しているということになります。以上のことから農地適格法人要件を満たしていると判断した次第です。補足説明については以上です。

すみません、前後しますが、訂正がありました。議案書の1ページ、1番、申請番号1番です。譲受人の方の■さんの経営面積がただ今3,537となっておりますが、3,844に訂正してください。続いて自作地ですが、今1,133になってますが、こちらも1,440に訂正をお願いします。借入地が2,404、自作地が1,440で経営面積これが合計で3,844になるということです。

議長

はい、わかりました。訂正がありました。皆さんわかつてくれましたね。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、この件につきまして質疑を行いたいと思います。皆さん方何かご質問はありませんか。格段無いようですが、採決に入って構いませんかね。

——質 疑 な し ——

議長

格段無いようですが、採決に入って構いませんかね。

——異 議 な し ——

議長

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

——全 員 举 手 ——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1番、申請地は香北町吉野字サイ原谷1330番1、地目は畠、面積は189m²の内32m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、建築延面積は32m²、申請事由は、「現在の墓地は山間部にあり、埋葬するスペースが不足しているので新たに納骨堂を設置し、改葬する計画である。申請地については自宅の近隣であり、維持管理が容易である。申請地面積については、納骨堂のほか、周辺から見えにくくするため周間に植栽を行う計画のため必要である。」ということです。

資料は6で農地区分はその他の農地(第2種農地)、調査員は宗石委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種のうちのいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地(第2種農地)であると判断されます。以上です。

議長

以上説明がありましたので、補足説明を宗石委員、お願いします。

委員(8番)

はい、資料6-1の写真をみていただきたいと思います。土が北になりますて、国道195号が走っております。それから2・300m上がったところです。近くに県の青少年センターと香美市の子供施設がありますが、これは建てられないということを知らんかったですね。■代書さんということを聞きまして100m以上あるということで許可をもらったというのを見せてもらいました。2の②の右の方に2回か3回許可をしたことがあるので特に問題は無いと思います。以上です。

議長

はい、補足説明まで終わりましたので、ただ今より、議案第2号農地法第4条により許可申請ですが、質問を受けたいと思いますが、何か質問はありますかね。

――質疑なし――

議長

各段無いようですが、採決に入つて構いませんかね。

――異議なし――

議長

はい、それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは引き続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局

議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町入野字寅ヶ谷386番2、地目は田、面積は175m²、利用状況は集会所、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、地域の集会所が必要とのことで、当時の所有者である■が昭和55年10月から提供し、現在に至ります。調査員は三木委員で資料は7です。

2番、申請地は物部町安丸字野張2335番、地目は畑、面積は1,057m²、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、周囲も山林であり、条件も悪く、労力不足で耕作できない状態が続き、昭和50年頃には山林化し、現在に至ります。調査員は岡本委員で資料は8です。以上です。

議長

すいません、三木委員から補足説明をお願いします。

委員(12番)

はい、それでは資料の7-1をご覧ください。場所はですね、ちょうど曾我部川部落の方に行ったところを、住所では入野になっていますけど。まあ、曾我部に近いところですね。上から見た写真も周りもほとんど田んぼも無く、1種農地が、周りが開んであるところですけど、僕も再々通ることがあるんですけども、こんな建物があること自体気がつきません。言われて初めて気が付いたところ。周りの分はというと雑木で開んでまして問題は無いというふうに思い

ます。以上です。

議長　　はい、有難うございました。すいません、2番目岡本委員さん。

委員(18番)　資料8をお願いします。現地は県道久保大宮線を大柄から約5km位西熊方面に行ったところにある、安丸大屋敷という集落の少し上方になります。写真の左側、これが7の下側になってますが、集落は安丸の大屋敷でまん中の緑色が対象の土地で右側を林道立花南池線が通っています。現地への歩道は倒木等あって行きづらい状況ですので、航空写真に基づきまして対岸の黒代側から見て現地確認をしました。先程説明がありましたように、昭和50年頃には山林化し、現在に至るということで非農地証明の基準期間であります、15年を経過しまして、その後30年以上経過しております。また周囲もすでに山林となっておりますので、問題無いと思います。以上です。

議長　　はい、有難うございます。すいません、三木さん、ここ、今も集会所使われゆうが。使いやあせん、もう、現在。

委員(12番)　現在はですね、ご覧のように林の中というか、感じで全然使っておりません。

議長　　はい、わかりました。それでは議案第3号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。
2番も航空写真で見ると周辺もすべて山林化しちゅうというふうな判断をされると思います。何かご質問はありませんか。

――質疑なし――

議長　　各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長　　それでは議案第3号非農地証明願いですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

――全員举手――

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第4号下限面積の設定についての説明をお願いします。

事務局　議案第4号 下限面積の設定について説明いたします。
今回の下限面積の設定については、下限面積の指定を新たに行うものについて、議案としてあげさせていただいております。

ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の公示を行う予定としております。

それでは、議案書5ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。

はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、土佐山田町40a、香北町及び物部町が30aと変更はありません。

次に、農地法施行規則第17条第2項についての説明いたします。

別添の資料9-1に沿って説明をいたします。

あわせて資料の9-2から9-4を併せてご覧ください。

新規指定で香北町萩野の農地2筆を追加します。

農地の所有者は、審査確認書記載のとおりです。申請の所在地は、香北町萩野字押ムト918番、920番、2筆で合計面積678m²、遊休地区分、遊休の区分としては、現に耕作の目的に供されておらず、耕作の目的に供されないと見込まれる農地であるということで1号遊休農地と判断しております。

中山間直接支払制度、それから多面的機能支払制度の利用は両方ともありません。

所見としては、所有者が、転居することになったこと、高齢化も伴い山間部の農地への通作及び管理が難しくなり、遊休化が確実と見られること。また、申請地は、周囲が山林であり、隣接する農地はないため、支障を生ずる恐れはないことなどから、設定基準に該当するものと判断しております。以上です。

議長

以上、議案第4号の説明が終わりました。この件につきまして皆さん方から質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

こういう案件についてはですね、もうすでに何回かずっと案件が出てきておりますので、皆さん方は十分に理解をいただけちゅうと思いますが、空き家付き住宅、空き家の住宅に付随した一緒に売買をするということでですね、下限面積を引き下げて設定をするものであります。

質問はありませんか。

――質疑なし――

議長

各段無いようですので議案第4号についてですね、採決に入りたいと思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

議長

それでは議案第4号下限面積設定について原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局

報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は上佐山田町加茂字玉岩1107番、地目は田、農振区分は農用地、面積は400m²、外1筆、計2筆で合計面積が1,479m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日、引渡日共に令和3年2月20日、解約理由は借り手変更のためです。

2番、申請地は上佐山田町林田字カリヤ146番、地目は田、面積は1,766m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年1月31日、引渡日は令和3年4月1日、解約理由は賃借権から使用貸借権への変更のためです。

3番、申請地は上佐山田町楠目字平田299番1、地目は畑、面積は1,174m²、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年3月1日、引渡日は令和3年3月2日、解約理由は借り手変更のためです。以上です。

議長

以上、議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告ですが、この件につきまして何かご質問があれば受けたいと思いますが、質問はありませんかね。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、この件については報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして、議案第6号農地法第5条の規定による届出取消についての報告ですが、説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取消しについて説明します。

1番、申請地は土佐山田町字カラ掘曲リ333番6、地目は田、面積は81m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅1棟、建築延面積は290.71m²、取消理由は、譲受人変更のため、受理日は令和3年1月8日です。以上です。

議長 はい、議案第6号農地法第5条の規定による届出取消についての報告ですが、この件につきまして、皆さん方から質問を受けたいと思いますが何か質問ありませんか。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、議案第6号農地法第5条の規定による届出取消については報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

引き続きまして議案第7号農地法第4条の規定による届出についての説明をお願いします。

事務局 報告第7号 農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町西本町3丁目11番1、地目は畑、面積は27m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は駐車場、資料は10で、調査員は事務局公文です。

2番、申請地は土佐山田町西本町3丁目11番2、地目は畑、面積は5.22m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は駐車場、資料は11で、調査員は事務局公文です。

3番、申請地は土佐山田町字カラ堀曲リ332番14、地目は田、面積は1,244m²、申請者は議案書のとおり、転用目的は一般住宅用地、資料は12で、調査員は事務局公文です。以上です。

議長 以上、議案第7号の農地法第4条の規定による届出の報告ですが、説明が終わりましたので、ただ今より、皆さん方より、質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんかね。

この件につきましても市街化区域内の農地であってですね、それをそれぞれ駐車場であったり、一般住宅用地にするというふうなことですので、格段問題は無いと思いますが、何かご質問はありませんか。

――質疑なし――

議長 格段無いようですので、議案第7号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第8号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。

事務局 報告第8号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町東本町2丁目49番、地目は畑、面積は195m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場、資料は13で調査員は事務局公文です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字カラ堀曲り333番6、地目は田、面積は81m²、外2筆、計3筆で合計面積290.71m²、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅1棟、資料は14で調査員は事務局公文です。以上です。

議長 以上、議案第8号農地法第5条の規定による届出についての報告ですが、この件について質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんか。

この件につきましてもですね、市街化区域内に駐車場、または住宅を建てるという案件ですので各段問題は無いかと思いますが、質問はありませんかね。西村君。

委員（9番） 報告第6号の5条の届出の取り下げがあつて、今度5条の届出、同じ人が出ちゅうやいか。これはどういうわけですか。

議長 はい、説明します。

事務局 説明させていただきます。最初出してあった時には、譲受人の方がおひとりの名義で書類が出来ておりました。一旦取り下げたあと、今回出てきたのが、10ページを見ていただいたらわかるように []さん、外1名となってますよね。これは共有になりましたので、譲受人が1名増えたということで新たに届けを出し直したということです。よろしいでしょうか。

議長 西村君、理解いただけた。

委員（9番） はい。

議長 他に何かご質問ありませんか。

各段無いようでので議案第8号の第5条による届出についての報告ですが、報告案件ですので報告のみとさせていただきたいと思います。

続きまして議案第9号香美市農用地利用集積計画についての質問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第9号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町松本の農地5筆、合計2,956m²を [] の []さんから [] が借り受けます。この後、[] の []さんが借り受け、水稻と野菜を栽培する予定です。

賃借権で、期間は5年です。

続きまして、通常の賃借権になります。

2番、新規設定になります。土佐山田町の農地2筆、合計3,207m²を [] の []さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は4年1カ月となります。

続いて3番も、新規設定で、土佐山田町中野と神通寺の農地13筆、合計12,029.12m²を、2番と同じ []さんが借り受け、水稻を栽培します。こちらは賃借権で期間は10年です。

4番、新規設定で、土佐山田町岩次の農地1,216m²を、2番3番と同じ []さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

5番も新規設定です。土佐山田町の農地、915m²を、4番までと同じ []さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で期間は2年9カ月です。

今回、[]さんから出された利川権設定の総面積は17筆で17,367.12m²になります。

続いて6番は再設定になります。土佐山田町林田の農地、1,766 m²を[■]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で、期間は4年9ヶ月です。

7番、新規設定になります。土佐山田町楠目の農地、1,174 m²を[■]の[■]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で、期間は5年です。

続いて8番、新規設定で、土佐山田町山田の農地、1,341 m²を[■]の[■]さんが借り受け、オクラを栽培します。賃借権で、期間は4年9ヶ月になります。他にも[■]さんと[■]さんの間で利用権が設定されており、そちらの終期に合わせたために、こういった中途半端な期間になっています。

9番も新規設定です。土佐山田町須江の農地3筆、合計4,972 m²を[■]の[■]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で、期間は3年8ヶ月です。

10番、新規設定です。土佐山田町加茂の農地2筆、合計1,479 m²を[■]の[■]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で、期間10年です。

11番も新規設定になります。土佐山田町の農地2筆、合計1,182 m²を[■]の[■]さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で、期間は10年です。

12番、再設定です。土佐山田町須江の農地、5,339 m²を[■]の[■]さんが借り受け、水稻を栽培します。こちらは使用貸借権で、期間は10年です。

13番も再設定です。土佐山田町山田の農地、1,190 m²を[■]の[■]さんが借り受け、ソルゴーを栽培します。賃借権で、期間は5年です。

14番、新規設定です。土佐山田町宮ノ口の農地、565 m²を[■]の[■]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。

15番も新規設定です。土佐山田町宮ノ口の農地2筆、合計1,212 m²を14番と同じ[■]の[■]さんが借り受け、水稻を栽培します。使用貸借権で、期間は5年です。

資料を見ていただくとわかりますが、最初3筆まとめて利用権の申し出が出されておりました。詳しいことを見てみると1筆だけ所有者が違っておりますので、14番と15番に分けて提出していただいたという経過になります。以上です。

議長 それではすいません、先にですね、委員で[■]委員さんが、関係をしておりますので、2番、3番、4番、5番について皆さん方より質問をいただき、また審議をしたいと思いますので、よろしくお願ひをします。

-----[■]委員退席-----

議長 それでは2番、3番、4番、5番の件につきまして、皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが。

-----質疑なし-----

議長 格段ありませんかね。それではこの件につきまして賛成の方の举手をお願いします。

-----全員举手-----

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

-----[■]委員入席-----

議長　■委員、報告をします。ご承認をいただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員(■番)　有難うございます。

議長　それでは議案第9号についてですね、他のすべての案件についてご質問を受けたいと思いますが、何かありませんか。

――質疑なし――

議長　各段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

――異議なし――

議長　それでは議案第9号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります
が、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

――全員挙手――

議長　はい、全員賛成です。有難うございました。

その他は各段無いようですが、先月の委員会の中で岡田委員から認定農業者等について男子というふうな字句があるということで、ちょっとその辺について報告をさせていただきます。

事務局　前回問い合わせがありました件です。利用権の申出書の5番の項目に中核農家の該当の有無というところで中核農家というのは60歳未満の男子専従者のいる農家と書かれておりまして、これは男子じゃないといかんのかよというお話をいただきましたのでちょっと調べました。中核農家というのは定義自体はこの男子専従者と書いておりますのでここをどうのこうのすることはできませんが、この項目が必要かどうかということになりますと県の方の担い手支援課にも確認しましたら、平成20何年かに、一度この様式を各市町村にこういった内容で使っていただいて構いませんっていう感じで見本を送ったところ、どこの市町村も最初それを使っていたと。数年前にこの様式によらずとも構いませんというので各市町村、様式が自由になりましたという発表があったようです。その後も高知市、南国市、香美、香南、だいたい同じ様式ずっと続けてまいりましたので、引き続き5番の項目がありましたが、県の方に改めてこの項目は必要でしょうかと聞いましたところ、逆に聞かれまして。この項目は何かに役にたってますかと。統計であったり、何か調査をする際に5番のこの項目がどこかにいきてくるようなことが各市町村であるのでしょうかと聞かれましたので、自分はこの項目を使ったことはありませんと、今回農業委員さんから質問がありましてと申し上げましたら、各段この5番の項目について市町村で必要が無いと思うのであれば削って構いませんという割とあっさりしたお返事をいただきましたので、その際にご相談したら、このご時世で男性、女性というのもいろいろ各方面で物議を醸し出しているところで必要が無ければ削っても良いのではないかと提案をいただきましたので、香美市としては4月以降のこの申出書の様式については5番の項目を削除しました。5番以降、6番から前へ寄ってきて、権利の設定移転の事由とかが5番、経営規模が6番、経営改善計画の認定の有無が7番というので今まで8番まであった項目が7番まで減りました。今までの様式については訂正が出来ませんので、しばらく何年か長い期間を設定していただいている場合はこの様式を持っているということになりますが、今後はこの項目は消えますので男性、女性といったくくりが色々

お話を出るご時世ですので、気にせず書いて頂きたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

議長

岡田委員にせっかくご指摘いただきて、我々としては非常に良かったかなあというふうな思いをしていますので、ひとつ項目を減ってきた、ただやっぱり男女のこんなのについてはいろいろと物議を醸しておりますのでこれを機会にですね、こういう方法で進んで良かったんじゃないかなという思いはしました。有難うございました。

その他の案件についてですね、事務局の方も各段無いようすでここで一旦小休してですね、引き続き農地利用最適化推進の意見交換会を開催をしたいと思いますので、少しの間休憩をします。皆さん方がそろえればですね、再開をしますのでよろしくお願いします。

閉会（14時17分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原、八一

原

署名入

小松和啓

小松

署名入

鍵山佳辰

鍵山